香取広域市町村圏事務組合職員特殊勤務手当支給条例

昭和56年３月１日
条例第１号

改正　昭和57年３月１日条例第１号
昭和58年３月１日条例第１号
平成６年２月18日条例第１号
平成10年10月30日条例第１号
平成14年３月18日条例第４号
平成18年３月27日条例第12号
平成19年４月１日条例第12号
平成21年４月１日条例第５号
平成23年２月25日条例第３号
令和２年11月10日条例第５号
令和６年２月16日条例第７号
令和７年２月14日条例第２号
令和８年２月10日条例第１号
令和８年10月19日条例第４号

（趣旨）

第１条　この条例は、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（手当の種類及び支給額）

第２条　特殊勤務手当の種類及び支給額は、次の表に定めるところによる。

種　　類	支　給　の　条　件	支　給　額
衛生業務手当	粗大ごみ処理作業	日額　300円
	残渣処理業務に従事したとき	日額　300円
	じん芥処理業務に従事したとき	日額　300円
消防業務手当	火災出動	１回　300円
	救急又は救助出動	１回　200円
	救急救命士による特定行為	１回　500円
	高所作業	１回　200円

	その他の災害出動		１回　300円
	潜水器具を着用した潜水作業		１回　300円
災害対応業務手当	消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第１項に規定する緊急消防援助隊としての出動又は千葉県広域消防相互応援協定（平成４年４月１日協定）第２条第２項に基づく出動	下記以外の災害に従事したとき	日額 1,120円
		大規模災害に従事したとき	日額 1,440円
		大規模災害、かつ危険区域において従事したとき	日額 2,880円

附　則

この条例は、昭和56年４月１日から施行する。

附　則（昭和57年３月１日条例第１号）

この条例は、昭和57年４月１日から施行する。

附　則（昭和58年３月１日条例第１号）

この条例は、昭和58年４月１日から施行する。

附　則（平成６年２月18日条例第１号）

この条例は、公布の日から施行し、平成６年１月１日から適用する。

附　則（平成10年10月30日条例第１号）

この条例は、平成10年11月１日から施行する。

附　則（平成14年３月18日条例第４号）

この条例は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成18年３月27日条例第12号）

（施行期日）

１　この条例は、平成18年３月27日から施行する。

（経過措置）

２　平成18年３月27日（以下「消防統合の日」という。）の前日において佐原市外五町消防組合又は小見川町外２町消防組合の職員であった者で、引き続き香取広域市町村圏事務組合に採用されたものの消防統合の日前において佐原市外五町消

防組合職員特殊勤務手当支給条例（昭和44年佐原市外五町消防組合条例第10号）又は職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和45年小見川町外２町消防組合条例第９号）の規定によりなされた特殊勤務手当に係る決定、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成19年４月１日条例第12号）

（施行期日）

１　この条例は、平成19年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において北総西部衛生組合の職員であった者で、引き続き香取広域市町村圏事務組合に採用されたものの施行日前において北総西部衛生組合諸給与条例（昭和３８年北総西部衛生組合条例第１号）の規定によりなされた特殊勤務手当に係る決定、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成21年４月１日条例第５号）

（施行期日）

１　この条例は、平成21年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の（以下「施行日」という。）の前日において香取市東庄町清掃組合の職員であった者で、引き続き香取広域市町村圏事務組合に採用されたものの施行日前において職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和37年香取市東庄町清掃組合条例第10号）の規定によりなされた特殊勤務手当に係る決定、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成23年２月25日条例第３号）

この条例は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（令和２年11月10日条例第５号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第２項及び第３項の規定は令和２年１月27日から適用する。

附　則（令和６年２月16日条例第７号）

この条例は、公布の日から施行し、令和５年５月８日前に支給すべき事由が生じた新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例については、なお従前の例による。

附　則（令和７年２月14日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和８年２月20日条例第１号）

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和８年10月19日条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。